

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

## 第一 題名

題名を海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令に改正すること。（題名関係）

## 第二 オゾン層破壊物質

オゾン層を破壊する物質は、トリクロロフルオロメタン等とすること。（第一条の四関係）

## 第三 大気を汚染する物質

船舶において発生する物質であつて大気を汚染するものは、窒素酸化物、硫黄酸化物及び揮発性有機化合物物質とすること。（第一条の五関係）

## 第四 窒素酸化物の放出量に係る放出基準

船舶に設置される原動機から発生する窒素酸化物の放出量に係る放出基準は、すべての海域において、原動機の種類及び能力ごとに定める量以下であることとすること。（第十一条の三関係）

## 第五 燃料油の品質の基準等

燃料油の品質の基準は、海域ごとに、硫黄分の濃度が一定の質量百分率以下であること等とすること。

(第十一条の六及び第十一条の七関係)

第六 船舶において焼却することが禁止される油等

船舶において焼却することが禁止される油等は、船舶内にある船員その他の者の日常生活に伴い生じ、又は当該船舶の通常の活動に伴い生ずる不要な油等であつて、ばら積みの液体貨物として輸送される油等の残留物等とすること。(第十二条関係)

第七 船舶発生油等の焼却の方法

一 船舶発生油等の焼却をしようとする者は、船舶発生油等焼却設備取扱手引書に定められた事項を遵守してこれを行うこととする。(第十二条の二関係)

二 船舶発生油等焼却設備を用いて行うことが義務付けられない焼却に係る焼却海域及び焼却方法に関する基準は、港則法に基づく港の区域又は外国の港の区域のいずれにも属さない海域において、原動機又はボイラーを使用して焼却することとする。(第十二条の三関係)

第八 排他的経済水域等における適用関係

排他的経済水域又は大陸棚における一定の外国の船舶から放出される排出ガスによる大気汚染及びオ

ゾン層の破壊に係る環境の保全等の事項に海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定が適用される場合における当該船舶に対するこの政令の規定の適用について定めること。（第十七条の二関係）

## 第九 その他

その他所要の改正を行うこと。

## 第十 附則

- 一 この政令は、原則として海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行すること。（附則第一条関係）
- 二 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律附則の規定に基づく所要の規定を整備すること。（附則第二条から附則第七条まで関係）
- 三 この政令の施行に伴う所要の経過措置を定めること。（附則第八条関係）
- 四 関係政令について所要の改正を行うこと。（附則第九条から附則第二十条まで関係）